

奈良市報告第31号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月25日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年6月15日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年4月14日午後6時50分頃、奈良市東九条町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた軽自動車のタイヤが損傷し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 21,375円

奈良市報告第32号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月25日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年6月19日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年5月5日午前9時30分頃、奈良市芝辻町四丁目地内において発生した、本市の公用車が自動二輪車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 28,080円

奈良市報告第33号

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月25日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年6月23日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年3月14日午前11時30分頃、奈良市中町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 75,060円